

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部教育課程に関する規程」

〔平成17年3月8日〕
全部改正
最近読替改正 平20. 2. 7

(趣旨)

第1条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学学則（以下「学則」という。）第36条の規定に基づき、旧外国語学部の教育課程、授業科目の単位、授業の方法及び単位の授与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 旧外国語学部の教育課程は、4年とする。

- 2 旧外国語学部の各学科に、それぞれ教育上の区分として設ける専攻及び専攻語並びにその定員は、別表第1のとおりとする。
- 3 旧外国語学部の学生の所属学科、専攻及び専攻語は、入学時に決定する。ただし、地域文化学科の英語、スペイン語及びポルトガル語を専攻語とする者の専攻は、入学後の指導と本人の志望等により3年次に決定する。
- 4 旧外国語学部の各学科における授業は、昼夜開講制（昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）とする。

(授業科目)

第3条 授業科目は、これを総合科目、専攻科目、研究外国語科目、自由科目及び教職科目に区分する。

- (1) 総合科目は、これを第Ⅰ群（総合人間学系）、第Ⅱ群（言語・文学系）及び第Ⅲ群（国際・地域研究系）に区分する。
 - (2) 専攻科目は、これを前期及び後期の課程に区分する。
 - (3) 自由科目は、総合科目、専攻科目及び研究外国語科目から修得するものとする。
 - (4) 教職科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の科目に該当する科目とする。
- 2 授業科目は、授業の方法に応じて講義、演習、実習及び実技に区分する。
 - 3 科目及び履修の方法に関する細目は、別に定める。
- (単位)

第4条 授業科目の単位数は、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 教育課程の修了に必要な科目別修得単位数は、別表第2に定めるところによる。
 - 3 学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間に履修することができる単位数は、卒業の要件とならない教職科目を除き、50単位を上限とする。ただし、第3年次編入学生については、この限りでない。
 - 4 学則第38条、第39条及び第40条に規定する修得したものとみなす単位の範囲は、別に定める。

(外国人留学生のために開設する科目)

第5条 第3条第1項に規定する授業科目のほか、外国人留学生のため、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これに関する授業科目を開設することがある。

- 2 外国人留学生の修得すべき科目及び単位数は、前条第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、日本語科目及び日本事情に関する科目をもってこれに代えることができる。
- 3 前2項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において教育を受けた学生について準用する。

第6条 削除

(授業科目の修了の認定)

第7条 各授業科目の修了の認定は、試験又は研究報告によって行う。

(試験)

第8条 試験は、科目試験及び卒業論文とする。

- 2 科目試験は、当該授業科目の履修の年次に行い、卒業論文は、卒業の年次に課するものとする。
- 3 科目試験及び卒業論文に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第9条 試験及び研究報告の成績の評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びF(59点～0点)の5段階とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

- 2 試験又は研究報告に合格した場合は、所定の単位を与える。
- 3 第1項の成績評価による学業成績を総合的に判断する指標として、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を用いる。

4 GPAは、各学生の全履修登録授業科目について、各授業科目の評価点に当該授業科目の単位数を乗じて得た点数の合計を、当該学生の全履修登録授業科目の単位数の合計で除して算出する。

5 前項の授業科目の評価点は、それぞれ第1項に規定する成績の評価が、Sである授業科目については4点、Aである授業科目については3点、Bである授業科目については2点、Cである授業科目については1点、Fである授業科目については0点とする。

(第1期末卒業)

第10条 学則第42条第1項ただし書に定める第1期末卒業に係る必要な手続等については、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に現に在学する学生については、第4条第3項、第9条第3項、第4項及び第5項の規定は、適用しない。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 専攻・専攻語及び定員（第2条関係）

学 科	コ ー ス								3年次 編入学 定員
	昼 間 主 コ ー ス				夜 間 主 コ ー ス				
	専 攻	定員	専 攻 語	定員	専 攻	定員	専 攻 語	定員	
国 際 文 化 学 科	言語・情報専攻	30	日本語	10	言語専攻	20	中国語	10	5
			中国語	15					
			朝鮮語	5					
			モンゴル語	5					
			インドネシア語	5					
	日本語専攻	40	フィリピン語	5	比較文化専攻	20	ロシア語	10	
			タイ語	5					
			ベトナム語	5					
			ビルマ語	5					
			ヒンディー語	5					
	比較文化専攻	30	ウルドゥー語	5	国際関係専攻	20	ドイツ語	10	
			アラビア語	5					
			ペルシア語	5					
			トルコ語	5					
			スワヒリ語	5					
国際関係専攻	35	ロシア語	10	国際関係専攻	20	英語	15		
		ハンガリー語	5			フランス語	10		
		デンマーク語	5			スペイン語	5		
		スウェーデン語	5						
		ドイツ語	5						
開発・環境専攻	30	英語	10						
		フランス語	10						
		イタリア語	5						
		スペイン語	10						
		ホルトガル語	10						
計	165	計	165	計	60	計	60	5	
東アジア地域 文化専攻	85	中国語	55	東アジア地域 文化専攻	15	中国語	15		
		朝鮮語	15						
		モンゴル語	15						

地 域 文 化 学 科	東南アジア・ オセアニア地域 文化専攻	60	インドネシア語	15				
			フィリピン語	15				
			タイ語	10				
			ベトナム語	10				
	南アジア地域 文化専攻	30	ヒンディー語	15				
			ウルドゥー語	15				
	中東地域文化専攻	50	アラビア語	25				
			ペルシア語	15				
	アフリカ地域文化 専攻	25	トルコ語	10				
			スワヒリ語	25				
ロシア・東欧地域 文化専攻	55	ロシア語	40	ロシア・東欧地域 文化専攻	15	ロシア語	15	
		ハンガリー語	15					
中・北欧地域文化 専攻	85	デンマーク語	15	中・北欧地域文化 専攻	30	ドイツ語	15	
		スウェーデン語	15					
		ドイツ語	25					
		英語	30					
南欧地域文化専攻	90	フランス語	30	南欧地域文化専攻	25	フランス語	15	
		イタリア語	30			スペイン語	10	
		スペイン語	20					
		ポルトガル語	10					
北米地域文化専攻	30	英語	30	北米地域文化専攻	20	英語	20	
中南米地域文化 専攻	35	スペイン語	20	中南米地域文化 専攻	10	スペイン語	10	
		ポルトガル語	15					
計	545	計	545	計	115	計	115	
合計	710	合計	710	合計	175	合計	175	

5

別表第2 科目別修得単位数（第4条関係）

授 業 科 目			修得単位数	
総 合 科 目	第Ⅰ群（総合人間学系）		16	
	第Ⅱ群（言語・文学系）			
	第Ⅲ群（国際・地域研究系）			
専攻科目	前 期	講 義	8	
		実 習	専 攻 語	20
			副 専 攻 語	8
	後 期	演 習	専 攻 語	8
			副 専 攻 語	—
		講 義 ・ 演 習		32
卒 業 論 文		8		
研 究 外 国 語 科 目			—	
自 由 科 目			24	
教 職 科 目			—	
卒 業 単 位 数			124	

備考

- (1) 国際文化学科にあつては、総合科目の第Ⅱ群及び第Ⅲ群の授業科目の中から、各専攻ごとに指定された科目について、2科目8単位を修得しなければならない。
- (2) 前期専攻語は、1年次及び2年次に各10単位を修得しなければならない。
- (3) 前期副専攻語は、専攻語以外の同一外国語で8単位を修得しなければならない。
- (4) 他学科・他専攻の専攻科目のうち、指定された科目については、自専攻の専攻科目として修得することができる。
- (5) 教職科目のうち、教育哲学、教育心理学、教育社会学及び情報処理心理学の修得単位については、8単位を限度として自由科目の単位数に算入することができる。